

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書		令和6年 6月 11日
滋賀県知事 三日月 大造 殿		
提出者 住 所 滋賀県長浜市細江町427番地 氏 名 豊栄建設株式会社 代表取締役 森善和 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0749-72-3035		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	豊栄建設株式会社	
事業場の所在地	滋賀県長浜市細江町427番地	
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
	①事業の種類	06 総合工事業
	②事業の規模	完成工事高 R5年度実績 (5/31決算に付き 未決定)
	③従業員数	18 人
	④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき→ 再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長	事業所の管理者			
総務部	契約その他各種報告	記録の保管		
工務部	交付担当者	処分先・ルート決定		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	瓦礫
	排出量	1,498.38 t	1,305.14 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 官公庁工事等の工事内容により、当社側で排出量を抑制する事は困難であり、発生する廃棄物を可能な限り再生利用する様に努力しております。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	瓦礫
	排出量	1,498.38 t	1,305.14 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 更に現場に発生する廃棄物の再生利用の促進を図る			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） アスファルト殻・コンクリート殻・瓦礫 種別ごとの混入を防ぐよう、破砕重機のOP時及びダンプ積込時に細心の注意を払う。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） アスファルト殻・コンクリート殻・瓦礫 現状維持

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	瓦礫
	全処理委託量	1,498.38 t	1,305.14 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1,498.38 t	1,305.14 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
	可能な限り、再生利用事業者への処理委託を行う			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	瓦礫
	全処理委託量	1,498.38 t	1,305.14 t	ー t
	優良認定処理業者への 処理委託量	ー t	ー t	ー t
	再生利用業者への 処理委託量	1,498.38 t	1,305.14 t	ー t
	認定熱回収業者への 処理委託量	ー t	ー t	ー t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	ー t	ー t	ー t
	(今後実施する予定の取組) 委託先処理業者の選定確認を実施する。 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。			
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理計画

令和6年度
(2024年)

豊栄建設株式会社

(1) 記載事項

当該事業場において現に行っている事業の概要

・ 資本金

2,000万円

・ 従業員数

18名

・ 事業概要

舗装工事、とび・土工・土木一式工事
及び各種庭園用石・灯籠・墓石等石材工事

(2) 策定事項

イ・計画期間

- ・ 令和6年 4月 1日～令和7年 3月31日を1年とします。

ロ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- ・ 産業廃棄物処理責任者は、各工事の現場代理人とする。
- ・ 産業廃棄物総括責任者は、代表取締役 森善和とする。

ハ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- ・ 年間処分量が1,000tを超える要因として、県工事(元請)で舗装版破碎工(切削工)のある工事の受注があることです。
- ・ 多い時は、一工事で1,000tを超える場合もあり、事業内容から排出を抑制する事は困難であります。発生する廃棄物を100%再生利用する様に努めております。

ニ・産業廃棄物の分別に関する事項

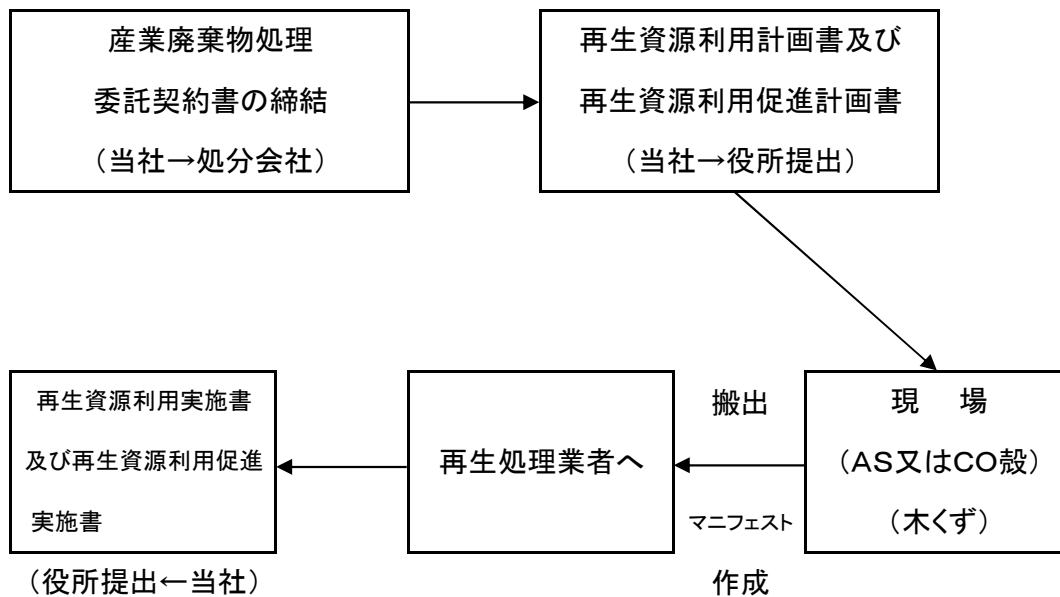
- ・ 現場において細心の注意をはらい分別しております。
- ・ 現状は、各現場から直接10tダンプにて処理施設に搬出しています。
(運搬・処分業者に委託)

ホ・産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・ 官公庁元請工事については、現場ごとに産業廃棄物処理契約を締結し、搬出ごとにマニフェストを作成し、産廃処理を行っています。
- ・ 現在アスファルト殻・コンクリート殻は、100%再生施設に搬出しています。今後もこれを維持して行きます。

・ 廃棄物処理図

官公庁元請工事



民間工事

